

事業概要

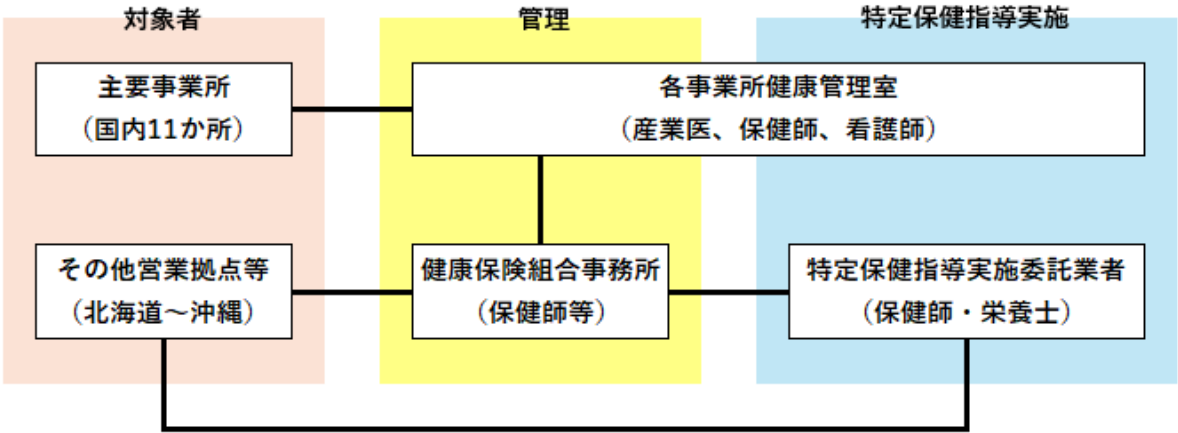
「高齢者の医療の確保に関する法律」にて定められた特定健康診査に従い、40歳以上の従業員に対し特定健診を実施したうえで、その結果から特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に該当する者に対して「特定保健指導（積極的支援または動機付け支援）」を実施する。

健康管理室（※1）のない営業拠点等に勤務する対象従業員に対しては「特定保健指導」を当組合医療職が実施できないため、外部委託業者の専門家（保健師・管理栄養士等）による実施とする。

※1：11の主要事業所に設置された産業医及び保健師（看護師）が健康管理を行う医務室

第4期特定健診・特定保健指導に対応するため、さらなる減量効果を求め、2024年度より従来の業者を現業者へ変更し実施している。

SHARP-特定保健指導管理・実施体制



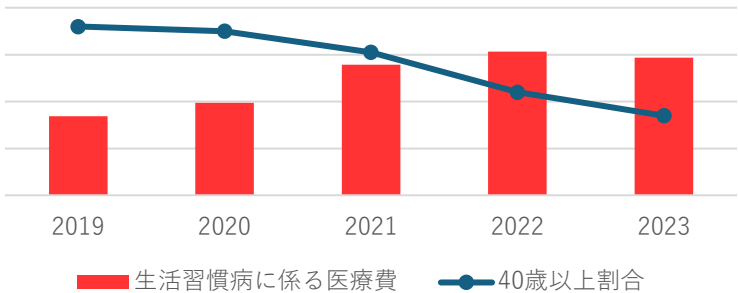
目的目標

- 「特定保健指導」を実施することによって生活習慣病の発症リスクを低減し、従業員の健康維持をする
- 「特定保健指導」により生活習慣の改善に取り組んだ結果として、特定保健指導の完了時（約3か月後）健診時結果より体重「-2Kg」腹囲「-2cm」（厚生労働省第4期特定健診・特定保健指導の見直しについてより数値設定）を達成する
- 目標を達成した後も、特定保健指導にて学んだ適正な生活習慣を維持し、対象者のメタボリックシンドローム又は予備軍該当数値からの脱却を目指す

成果指標

アウトプット	アウトカム
・ 申込勧奨（個人案内） 5回/人以上	・ 健康管理室のない営業拠点等に勤務する従業員の特定保健指導実施率 35%以上 ・ シャープ健康保険組合全体の特定保健指導実施率 70.2%以上 ・ 腹囲-2cm、体重-2Kg減の達成率 20%以上

現状 生活習慣病の罹患者・重症化の増加
医療費と40歳以上の従業員割合

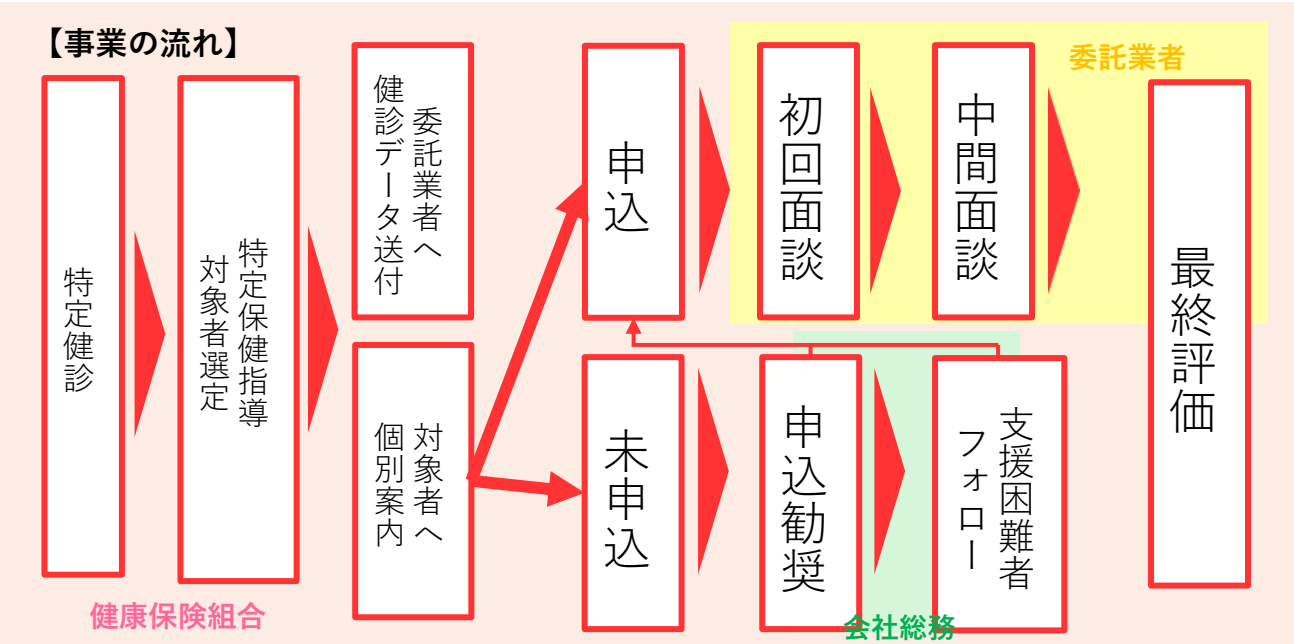


従業員の40歳以上割合は減少傾向であるが、生活習慣病※に係る医療費は上昇している
※糖尿病、脳血管障害、虚血性心疾患、動脈閉塞、高血圧症、高尿酸血症、高脂血症、肝機能障害、高血圧性腎臓障害、人工透析

現状 対象者の勤務地が全国（北海道～沖縄）であるため、対面実施困難

現状 健康管理室のある主要事業所に勤務する従業員と比較して
・メタボリックシンドローム・メタボ予備軍の該当者割合が多い
・特定保健指導の実施率が低い

現状 特定保健指導を受けても半数以上がリピーターとして次年度も指導対象となっている



特定保健指導の確実な実施が必要

今後 多方面からの周知・申込勧奨
健康保険組合と各社総務部が協働し対象者へ周知と申込勧奨を複数回実施

今後 実施の外部委託（成果連動型）

健康保険	・対象者管理・周知案内への専念（対象者との接点を増やす） ・成果連動のため、数値実績の評価が簡易 ・委託業者の変更、追加でマンネリを予防
対象者	・土曜日曜祝日（健康保険組合休業日）の事業実施 ・多彩なコース展開

【事業実施スケジュール】

2025年5月	委託業者打ち合わせ
6月	事業実施通達・各社総務協力依頼
7月	健診結果データ送付
8月	個別案内
9月	指導実施
10～2026年1月	未申込・支援困難者フォロー
2月	最終案内
3月～5月	
6月	指導完了
	結果集計→報告